

環境省における災害廃棄物処理に係る 補助金制度について

～補助金制度を活用するために必要な事務手続き～

令和4年5月30日

環境省 近畿地方環境事務所 資源循環課

目 次

1. 災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の概要について
2. 災害等報告書の概要について
3. 災害査定（実地調査）の概要について
4. 近畿管内における大規模な災害の発生状況について

1. 災害等廃棄物処理事業及び 廃棄物処理施設災害復旧事業の概要について

環境省における災害関係事業について

災害関係の補助金制度は、「災害等廃棄物処理事業」「廃棄物処理施設災害復旧事業」の2種類。

➤ 災害等廃棄物処理事業

(概要)

暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により被災市町村等を財政的に支援。

①対象となる事業主体 **市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）**

②補助率 **災害廃棄物の処理に要した総事業費の1/2**

③補助根拠：

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条

国は、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

○廃棄物処理法施行令 第25条

法第22条に規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用の二分の一以内について行うものとする。

環境省における災害関係事業について

災害関係の補助金制度は、「災害等廃棄物処理事業」「廃棄物処理施設災害復旧事業」の2種類。

▶ 災害等廃棄物処理事業（災害に起因しない漂着ごみ処理事業）

（概要）

災害に起因しなくとも海岸保全区域外の海岸に大量に漂着した廃棄物の漂着被害を廃棄物処理法第22条の「災害その他の事由」の「その他の事由」とし、平成19年度より「災害等廃棄物処理事業費補助金」により被災市町村等を財政的に支援。

(ア) 海岸保全区域外の漂着ごみ被害	・海岸保全区域がわかる図面の添付
(イ) 災害に起因しない漂着ごみ被害であっても、1市町村(一部事務組合)における処理量が150㎡以上のもの	・漂着被害前の海岸の清掃の保持の状況を示す写真や海岸清掃記録、ボランティアによる活動記録等の参考資料の添付
(ウ) 著しく管理を怠り、異常に堆積させたものは除く	
(エ) 国土交通省又は農林水産省所管の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の適用を受ける区域は除く	・他省庁の災害関連補助事業が重複適用されていないか査定時に確認

補助根拠：

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条

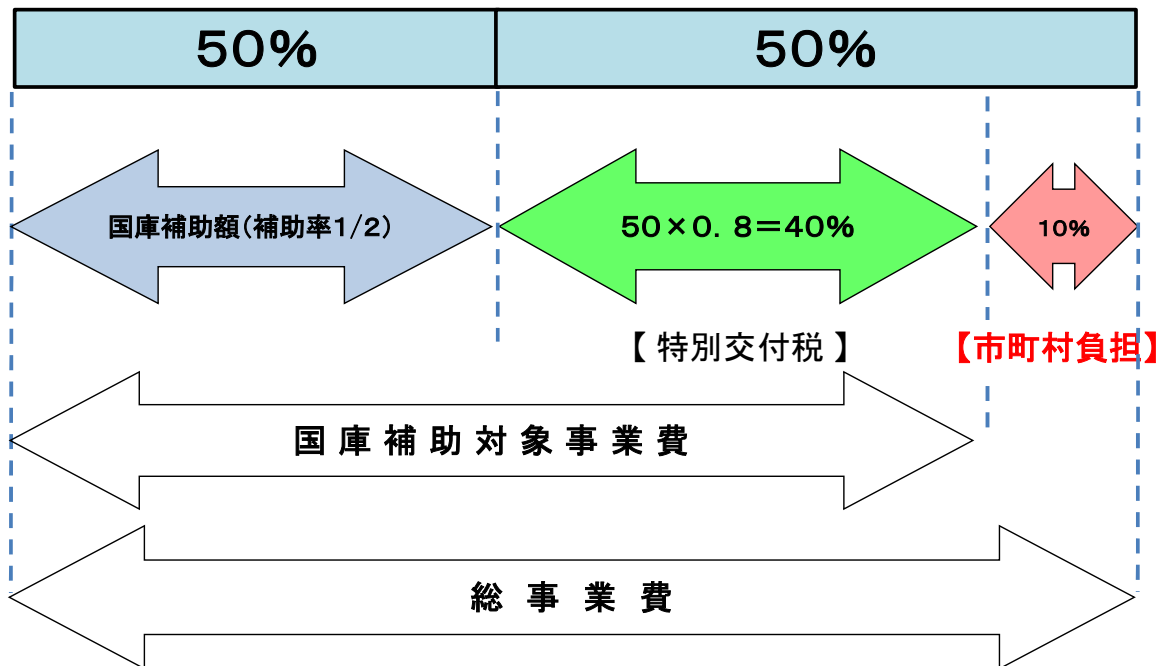
国は、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

災害等廃棄物処理事業費

災害等廃棄物処理事業は、市町村（一部事務組合・広域連合を含む）が災害その他の事由のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条の規定に基づき、市町村に対し国庫補助を行うものである。

	通常災害 (右記以外)	激甚災害 (平成30年 7月豪雨)	熊本地震 (平成28年4月)		阪神・淡路 大震災 (平成7年1月)	東日本大震災 (平成23年3月)
対象の市町村	被災市町村	激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村	特定被災地方公共団体である市町村	特定被災地方公共団体である市町村
国庫補助率	1/2	1/2	1/2		1/2	対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて10/100以下の部分は5/10、10/100超20/100以下の部分は8/10、20/100超の部分は9/10 ※東日本大震災財特法
GND基金	—	—	—	事業費の2.5%(国庫補助及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、熊本県に設置した基金を取り崩して措置	—	地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用い国の実質負担額を平均95%とする。 ※東日本大震災がれき特措法
地方財政措置	地方負担分の80%について特別交付税措置	左記に加え、さらに残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置 ※起債充当率100%	(1)災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100% (2)災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置		地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について特別交付税措置 ※起債充当率100%	地方負担分の全額について、震災復興特別交付税により措置
	90%	95.7%	97.5%	最大99.7%(※) ※環境省試算に基づく	97.5%	100%

(災害等廃棄物処理事業費補助金にかかる一般的な補助割合のイメージ)



環境省における災害関係事業について

災害関係の補助金制度は、「災害等廃棄物処理事業」「廃棄物処理施設災害復旧事業」の2種類。

➤ 廃棄物処理施設災害復旧事業

(概要)

暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業に係る費用について、「廃棄物処理施設災害復旧事業補助金」により被災施設等を財政的に支援。

①対象となる事業主体 都道府県、市町村等（一部事務組合を含む）所有の廃棄物処理施設

②補助率 被災施設の原状回復等に要した総事業費の1/2

③補助根拠 平成26年度予算から当初予算に計上

廃棄物処理施設災害復旧事業費

廃棄物処理施設災害復旧事業については必要経費の1/2を補助し、市町村等の負担を軽減し 生活の早急な回復を図ります。

	通常	新潟県 中越地震	熊本地震	阪神・淡路 大震災	東日本大震災
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽(市町村整備推進事業) ・産業廃棄物処理施設 ・広域廃棄物理立処分場 ・PCB廃棄物処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽(市町村整備推進事業) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・広域廃棄物理立処分場 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽(市町村整備推進事業)
国庫補助率	1/2	8/10	8/10	8/10	特定被災地方公共団体の標準税収入に対する災害復旧事業費の割合に応じて 20/100以下の部分は 80/100 、 20/100を超える部分は 90/100 (東日本大震災財特法) その他の市町村については次により補助 1/2 (交付要綱)
地方財政措置	地方負担分の全額について、一般単独災害復旧事業債により対応することとし、その元利償還金の47.5%(財政力補正により85.5%まで)について 普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対応することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対応することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対応することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、震災復興特別交付税により措置
	73.75%~ 92.75%	99%	99%	99%	100%

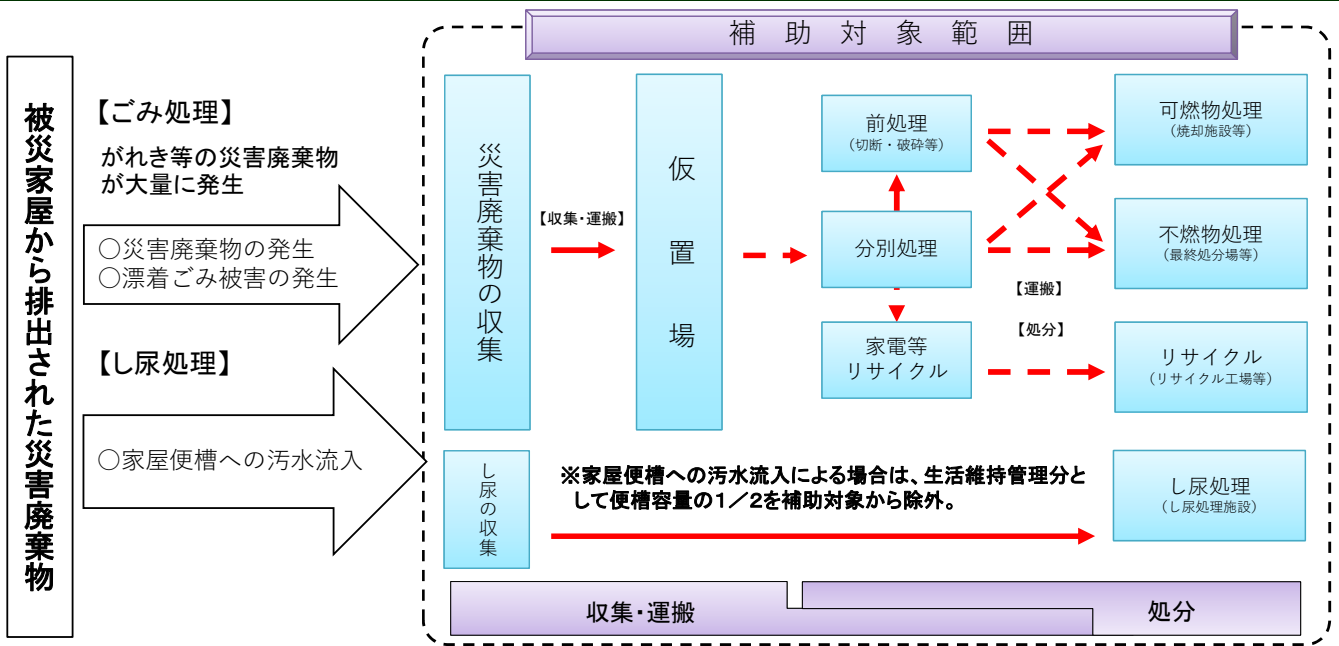
災害等廃棄物処理事業補助金等に係る災害の採択要件の範囲

被災＝補助対象ではない。採択要件を満たしていなければ国庫補助を受けることはできません。

いくつかの採択要件があるが、代表的な「降雨」「暴風」については以下のとおり。

事 項	採択の範囲	説 明
1. 災害原因 (1) 降雨	最大24時間雨量が80mm以上。ただし、80mm未満であっても時間雨量が特に大である場合(時間雨量が20mm以上)は被害状況による。	①降り始めからの総雨量ではないことに留意。採択にあたっては、 始終期は問わないが、24時間雨量が最大値になる部分の確認が必要。 ②時間雨量(20mm)による採択は最大24時間雨量に対する例外処置である。 *平成30年の7月豪雨が「降雨」の要件を満たし補助の対象
(2) 暴風	最大風速が15m/secであること。	① 最大風速とは10分間の平均風速であり、最大瞬間風速ではないことに留意。 ②被災施設の所在地に観測施設がない等の場合は、近傍の観測地における数値から判断するが、他の施設の被災状況をも考慮する。 *平成30年の台風21号が「暴風」の要件を満たし補助の対象

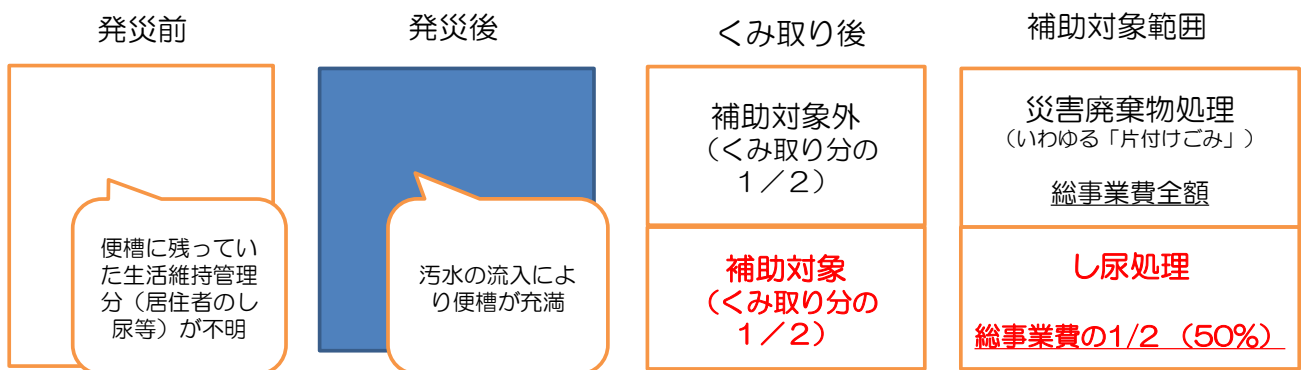
災害等廃棄物処理事業費に係る補助対象範囲



【主な補助対象経費】

- ・労務費(作業従事者に対する賃金)
 - ・自動車、機械器具(重機等)の借料・燃料費
 - ・機械器具(重機等)の修繕費
 - ・し尿及びごみの処分に必要な薬品費
 - ・委託料(委託先が市町の場合、条例に基づき算定された手数料)
 - ・家電リサイクル法の対象となる家電製品の処理に係る費用
 - ・し尿の汲み取り費用
- ・諸経費: 仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務に要する額の15%以内(令和4年度以降適用)

災害等廃棄物処理事業費に係る補助対象事業 (し尿くみ取りの補助対象外の考え方)



【根拠】

「厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について」

(昭和59年9月7日付け事務連絡227号)

(最終改正 平成28年9月30日付け事務連絡56号)

3 その他

イ 調査要領別表1に定める災害等廃棄物処理事業のうち、し尿くみ取りについては、維持分として便槽容量の2分の1を調査の対象から除外する。

災害等廃棄物処理事業費補助金に係る補助対象経費の取扱い

1. 災害等廃棄物処理事業費補助金に係る各種経費の取扱い範囲は、下記のとおり。
2. 「被災＝補助対象」となる訳ではなく、査定において、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否が決定される。

■対象となる各種経費の範囲

○ 各種経費の取扱い

(1) 労務費

公共工事設計労務単価の区分による。

(2) 修繕費

定期的を実施している機械器具の修繕は対象としない。

(3) 委託料

委託先が市町村の場合は、当該市町村の条例に基づき算定された手数料とし、廃棄物の処分が可能な民間事業者の受入量を十分勘案し実施する。

(4) 消耗品費（特に必要と認められる場合を除き対象としない。）

通常時の廃棄物の処理においては必要としないが、災害廃棄物を処理するためにやむを得ず必要となった消耗品については、使用目的等を確認の上、必要最小限度のものを対象とする。（飛散防止のためのブルーシート、仮置き場で使用する敷鉄板や砂利敷など）

(5) 収集・運搬経費

高速道路料金は、特に必要と認める場合を除き対象としない。

(6) 仮置場に係る経費

①原則として仮置場の原状復旧費は対象としない。被害が甚大な場合は対象。

②住民が多く立ち入る公園やグラウンドなどの公共の場を仮置場として定めた場合、表土のはぎ取り及び土入れは、必要最小限度の範囲で対象とする。

③災害廃棄物を監視するための経費など直接収集・運搬・処分にかからない経費は対象としない。

(7) 薬剤散布に係る経費

①災害廃棄物の清潔保持に直接必要なものを対象とし、単なる消臭目的のものは対象としない。

②家屋の消毒や各世帯に配布したものは対象としない。

(8) し尿処理の経費

①家屋の床上・床下浸水が確認できないし尿汲み取りは、写真等により災害に起因するものであることが確認できる場合のみ対象とする。

②日常生活から生じるし尿と区分できないものは対象としない。

③浄化槽汚泥の汲み取り等は、浄化槽の機能回復を目的とするものであり、施設復旧事業に該当することから対象としない。

災害等廃棄物処理事業費の補助から除外される事業

●補助対象から除外される事業

- ・1市町村の事業に要する経費が、以下に掲げる限度額未満のもの。

政令市及び政令市を含む一部事務組合 : 限度額80万円

市町村及び政令市を含まない一部事務組合 : 限度額40万円

（* 政令市とは、地方自治法上の政令市をいう。）

* 過去に、総事業費は限度額を満たしていたが、災害査定の結果、一部の事業に対して減額されたため総事業費が限度額未満となり、適用除外（いわゆる失格扱い）となったケースがあった。

- ・生活環境の保全上支障があると認め難いものや**災害発生以前に不用品であったと認められるもの（考えられるもの）**。（例：タイヤ、バッテリー等。）
- ・**災害によって生じた廃棄物であることが写真等の資料により確認できないもの**。（発生した災害廃棄物はそれぞれ種類毎に写真を撮っておく必要がある。）

廃棄物処理施設災害復旧事業費の補助から除外される事業

● 1 施設の復旧事業に要する経費の限度額(この額未満は対象外)

施設名	限度額
一般廃棄物処理施設	<ul style="list-style-type: none">➤ それぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者にあつては150万円、町村にあつては80万円➤ ただし、一部事務組合等については、組合構成市町村の人口が3万人以上の組合にあつては150万円、3万人未満の組合にあつては80万円
浄化槽(市町村整備推進事業)	・市町村にあつては40万円
産業廃棄物処理施設	<ul style="list-style-type: none">➤ 都道府県・市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者にあつては150万円、町村にあつては80万円➤ ただし、一部事務組合等については、組合構成市町村の人口が3万人以上の組合にあつては150万円、3万人未満の組合にあつては80万円
広域廃棄物埋立処分場 (通常災害のみ)	・市町村・広域臨海環境整備センター150万円
PCB廃棄物処理施設 (通常災害のみ)	・日本環境安全事業株式会社150万円

2. 災害等報告書の概要について

補助金制度を活用するために必要な災害等報告書（概要）

- この災害等報告書は、被災した市町村が、国庫補助を申請するために必要な資料であり、後ほど説明する「災害査定」の際に、災害の事実、発生した災害廃棄物に係る処理事業費を確認する資料となり、非常に重要な報告書。
- 環境省では、これらの作成方法等についてまとめた「災害関係業務事務処理マニュアル」を公表している（令和4年4月改訂）ので、後ほど環境省HPを確認して下さい。

災害等報告書に添付する資料（主なもの）

◆ 災害時の気象データ

- ・ 補助金の採択要件を満たしているのかどうかを確認するために必要な資料

◆ 地図

- ・ 被災状況や被災の範囲等を確認するために必要な資料

◆ 写真

- ・ 被災の事実、処理及び復旧の状況を確認するために必要な資料

◆ 事業費算出内訳の根拠資料

- ・ 各事業の妥当性や必要性等を確認するために必要な資料

*** 災害査定は基本的に机上査定となる関係上、特に写真は重要な資料となるので発災直後から必要以上撮るなどの準備が必要。**

災害等報告書に添付する各種資料の詳細について（その1）

1. 災害時の気象データ（地方気象台、都道府県、市町村等の公的データ）

○公的データであれば、出典は問わないが採択要件を満たしていることが証明できるデータの添付が必要

降雨：最大24時間雨量、連続雨量並びにこれらの時間的変化及び地域的分布状況

暴風：風向、風速、気圧等及びこれらの時間的關係

2. 地図（被災状況や被災の範囲等が確認できるもの）

- ①気象観測地点
- ②仮置場
- ③廃棄物処理施設
- ④被災状況写真の撮影地点
- ⑤浸水地域や便槽汲み取り世帯

3. 写真（被災の事実、災害廃棄物の処理状況が確認できるもの）

- ①道路の冠水や河川の氾濫、土砂崩れなど災害の発生状況が確認できるもの
- ②家屋の倒壊や浸水など被害の状況が確認できるもの
- ③仮置場、集積所、住居（便槽）など災害廃棄物に係る処理の状況が確認できるもの

災害等報告書に添付する各種資料の詳細について（その2）

4. 事業費算出内訳の根拠資料

○災害廃棄物に係る処理費、施設復旧に係る経費など、各種事業費における単価や員数の確認ができるものの添付が必要

- ①単価の根拠が確認できるもの
三者見積や委託処理契約書、各種団体等との災害協定など（価格（受託業者）の妥当性の確認）
- ②員数（件数や数量）の根拠が確認できるもの
労務費であれば作業日報、重機の使用状況であれば運行記録、処理料金であれば伝票燃料費であれば走行距離の記録など使用した燃料の量が分かる資料（各種事業の必要性の確認）
- ③その他
支出額が証明できる資料（請求書や受領書）など、事業費の算出根拠が確認できるもの
- ④事業費が大きい場合や処理業者が多岐にわたる場合は、処理フローをまとめる
- ⑤労務費やトラック運行記録などは、集計表を作成する

災害等報告書に添付する写真以外でも準備が必要

災害査定は基本的に机上査定となる関係上、特に写真は重要な資料となるので発災直後から必要以上撮るなどの準備が必要。

1 被害状況（写真は、後日撮影できないものがある）

- 道路の冠水や河川の氾濫、土砂崩れなどの写真（被害状況が確認できる資料）
- 被災直後の写真、災害発生から時間が経過するとともに、被災の状況が分かりにくくなるため写真は被災直後のできるだけ早い時期に撮影する。
- 災害報告書に添付をする写真は、被災状況が分かるような代表的な写真を添付する。被災家屋等は災害査定において、個々に確認する場合もあるので、災害査定では災害報告書に添付をしなかった写真も準備しておくことが重要。（少なくとも全壊、半壊以上の被災家屋の写真は必要）
- 被災後の写真だけでなく、台風、豪雨等による災害の規模や増水等による災害の規模や増水等による一般家庭等への浸水被害の状況等を示す写真も必要、被災水位（家屋のどの部分まで浸水したか）出水後の水位の痕跡などの写真もわかりやすい資料となる。

2 災害等廃棄物処理事業

- 災害等廃棄物処理事業にあつては、災害廃棄物の発生状況や発生量が把握できる写真
- 仮置場の状況や災害等廃棄物の種類が確認できるもの（処理状況が確認できる資料）
- 数量が数えられるもの（廃家電等）は、写真で数量が特定できることが望ましい。
- 仮置場の全景写真と詳細写真、同一地点での時間経過写真

3 廃棄物処理施設復旧事業

- 廃棄物処理施設復旧事業にあつては、被害箇所や被害状況が把握できる写真が必要不可欠である。特に、机上調査の場合にあつては、被害状況を確認する手段は写真のみになることから、発災直後から災害査定を意識し、申請に必要となる写真の記録を残しておくことが重要である。

3. 災害査定（実地調査）の概要について

災害査定（実地調査）の概要

- 災害査定とは市町村等からの申請（災害等報告書）に基づき環境大臣が災害等廃棄物処理事業費等に係る国庫補助額を決めるために行う実地調査。
- 災害査定では財務省（近畿財務局）の立会の上、環境省（近畿地方環境事務所）の査定官により、災害等報告書その他関係書類の審査を行う。

災害査定時のポイント

査定当日の流れとしては、基本的には災害等報告書に沿って…

◆ 災害発生の実を公的データをもとに説明

- ・観測地点や雨量等、当該災害が補助事業の採択要件を満たしているかを確認

被災＝補助対象ではないため、採択要件を満たしている事実を証明することがポイント。

◆ 写真や地図等をもとに被害状況及び災害廃棄物の発生状況を説明

- ・写真、地図等を用いて被害状況を確認（写真はどこの地点で撮影されたものかが地図上で確認できること）

◆ ごみ処理の状況を説明

- ・ごみ処理の状況を確認（収集・運搬～仮置場での処理～最終処分までをフロー図等で）

がれきの発生量は、事業費積算の根拠となる部分なので、どのように推計したのか合理的に説明できることがポイント。

◆ 事業費算出内訳の説明・確認

- ・計上された各経費について、数量の根拠、単価の根拠、契約方法等を確認

◆ 事業費の確定

- ・申請内容について確認後、事業費を確定し、査定内容について講評を実施。

計上された各経費について、数量の根拠、単価の根拠、契約方法を個別具体的に確認するので合理的に説明できることがポイント。

4. 近畿管内における大規模な災害の発生状況について

近畿管内大規模な災害の発生状況

(災害等廃棄物処理事業費補助金等の申請に係る災害件数及び申請額：近畿管内)

■地震や台風、集中豪雨等の大規模災害は近年頻発に発生しており、被害総額は毎年数億から数十億規模となっている。大規模災害に伴い大量の災害廃棄物が発生するが、その処理を迅速かつ適正に行う事が大きな課題となっている。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
地震	1回	—	—	—	—	1回
台風	1回	2回	—	—	2回	2回
集中豪雨	—	1回	—	—	—	1回
竜巻	—	—	—	—	—	1回
災害内訳	淡路島地震 台風18号	近畿北部豪雨 台風11号 台風19号			台風18号 台風21号	大阪北部地震 台風21号 台風24号 7月豪雨 竜巻
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
年間災害補助金 申請数(件)	15	7	0	0	17	113
年間災害補助金 申請額(百万円)	513	359	0	0	168	4,339

・詳しくは、

「災害関係業務事務処理マニュアル」をご確認下さい

[ホーム](#) > [政策分野・行政活動](#) > [政策分野一覧](#) > [廃棄物・リサイクル対策](#) > [廃棄物処理の現状](#) > [災害廃棄物対策関連](#)

ご静聴ありがとうございました。